

令和7年度平川市「日本女性会議」派遣事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1 市は、男女共同参画社会の推進のため、市内に居住する者（以下「派遣対象者」とする。）が参加する日本女性会議での研修事業に要する経費について、当該年度の予算の範囲内において、派遣対象者に対し、平川市「日本女性会議」派遣事業費補助金（以下「補助金」とする。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年規則第53号。以下「規則」とする。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 旅費（但し、公共交通機関利用分とする。）
- (2) 宿泊費（原則3泊分までとし、1泊当たり10,900円以内とする。）
- (3) 参加費（参加費5,000円・交流会費6,000円とする。食糧費（主催者が開催する交流会を除く）、エクスカーションに係る経費、参加費振込手数料等を除く。）
- (4) その他研修に係る経費で市長が必要と認めたもの。

(補助金額)

第3 補助金の額は、補助対象経費の1/2以内の額とする。

(補助金交付申請書)

第4 派遣対象者は、規則第3条の規定により交付申請する。

2 前項による書類の提出期限は、令和7年9月20日とする。

(補助金の交付の方法)

第5 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、事業施行上特に必要と認めるときは、補助金交付決定額の範囲内において概算払をすることができる。

(補助金の交付請求)

第6 補助金の支払は、規則第6条の規定により補助金（概算払）請求書（様式第6号）の提出により行うものとする。

(実績報告)

第7 派遣対象者は規則第12条の規定による書類及び1,200文字程度の感想文を事業終了後、1か月以内に提出するものとする。